

【再募集】2018年度 課外活動振興援助金 募集要項

【協賛：父母と教職員の会】

1. 目的

越谷校舎の校友会に登録している団体（体育会所属団体・文化会所属団体・届出団体）が、団体の学生主体で社会的に意義のある活動や、新しい活動を計画している場合に、その実現を支援することを目的とする。また、既に一定の実績を残しており、援助金の給付や備品を提供することで、さらに高い結果を残すことができると期待される団体を支援する。

2. 出願資格

校友会に所属する団体であって、下記のいずれかにあてはまるもの

【第1種】社会貢献、地域交流等を目的とした活動を計画しており、本援助金を支給することでさらに高い結果が期待できるもの

【第2種】従来の活動に加え、新たな活動を計画しており、本援助金を支給することでさらに高い結果が期待できるもの

【第3種】既に一定の実績を残している団体で、活動の充実のため、備品の購入が必要なもの（消耗品不可、現物支給）

3. 給付件数及び援助金の給付額

(1) 採用件数 予算の範囲内とし、特に定めない。

(2) 給付金額 1件あたり10万円を上限とする。

ただし「出願資格 第3種」の備品購入を目的としている場合については、上限は定めない。

4. 出願書類

《出願時に提出するもの》

	第1種	第2種	第3種
申請書【様式1】	○	○	—
申請書【様式2（第3種専用）】	—	—	○
活動予算計画書【様式3】	○	—	—
その他、各団体が必要と考える資料	任意	任意	任意

《活動終了後に提出するもの》

	第1種	第2種	第3種
活動結果報告書【様式4】	○	○	—
収支報告書【様式5】	○	○	—
領収書等	○	○	—
その他、各団体が必要と考える資料	任意	任意	—

5. 選考スケジュール

①出願 2018年9月14日(金)～10月5日(金)（窓口対応時間帯）

②書類審査 出願締切後

③面接審査 2018年10月中旬以降（書類審査を通過した場合）

④選考結果報告 2018年11月下旬

⑤援助金支給 2018年11月下旬以降

6. 活動終了後の報告について

第1種、第2種で援助金を受給した場合は、活動終了後速やかに（2週間以内）書類をそろえて学生課へ提出しなければなりません。また、「活動報告会」（時期未定）で報告しなければなりません。

7. 援助金の使途（禁止事項）

- ・原則として飲食にかかる支出は認めません。
- ・計画段階で計上されていなかった支出については、支出を認めない場合があります（既に支出している場合であっても、該当する支出分は返金をしなければなりません）。あらかじめ、細かい予算計画を立てること。

8. 注意事項

- （1）団体の主体的な企画が対象です。外部の企画に参加するだけでは対象となりません。
- （2）海外地域での活動については、事前に学生課で相談してください（出願を認めない場合があります）。
- （3）採用された活動等を実施できなかった場合、援助金の一部または全額の返還を求めることがあります。
- （4）採用された活動等に、当初提出された計画と比べ大幅な変更（実施者、内容、実施時期等）があった場合は、援助金の返還を求めることがあります。
- （5）活動が実施された場合であっても、活動結果報告書等の提出がない場合は、援助金を返還しなければなりません。
- （6）応募書類は、返却しません。
- （7）採否の理由の問い合わせについて、一切受け付けることはできません。
- （8）採用された計画・結果は、大学や父母と教職員の会の広報媒体に掲載することがあります。

9. 応募書類提出・問い合わせ先

越谷校舎学生課